令和６年度　所得控除額等計算一覧表

※控除額はすべて、市・県民税における計算です。所得税の確定申告や源泉徴収票の額とは異なりますので、ご注意ください。

例１

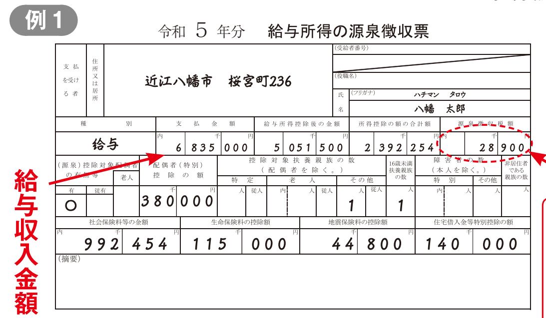

給与収入金額

源泉徴収税額がある方は所得税の確定申告の対象となることがあります。

例２

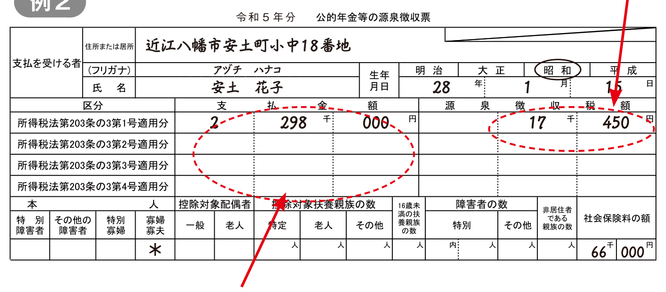

公的年金等収入金額

※実際の様式と異なる場合があります。

【1　給与所得】

複数から給与（アルバイト・パート）をもらっている場合はその収入額の合計を記載してください。

給与等の収入金額	A　　　円	
Aの金額(円)	給与所得の金額	
～550,999	0円	
551,000～1,618,999	A－550,000　　円	
1,619,000～1,619,999	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999	A÷4（千円未満の端数切捨て）　B　　,000円	B×2.4＋100,000　　円
1,800,000～3,599,999		B×2.8－80,000　　円
3,600,000～6,599,999		B×3.2－440,000　　円
6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000　　円	
8,500,000～	A－1,950,000円　　円	

【2　公的年金等の雑所得】

複数から年金をもらっている場合は、その収入金額の合計を記載してください。

公的年金等の雑所得の収入金額		A　　　円
年齢区分	Aの金額(円)	公的年金等雑所得の金額（公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額1,000万円以下）
昭和三十四年一月二日以後に生まれた方	～1,299,999	A－600,000　　円
	1,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000　　円
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000　　円
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000　　円
	10,000,000～	A－1,955,000　　円
昭和三十四年一月一日以前に生まれた方	～3,299,999	A－1,100,000　　円
	3,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000　　円
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000　　円
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000　　円
	10,000,000～	A－1,955,000　　円

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円までの場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円が、上記の計算式で算出した公的年金等の雑所得から更に加算されます。

【所得金額調整控除】

①給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、次の（1）～（4）のいずれかの要件を満たす場合には、給与所得から控除します。
（1）特別障害者に該当する方
（2）特別障害者である同一生計配偶者を有する方
（3）特別障害者である扶養親族を有する方
（4）22歳以下の扶養親族を有する方

所得金額調整控除＝（『給与等の収入金額』）－850万円）×10％
※『給与等の収入金額』が1,000万円を超える場合には、1,000万円として計算します。

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある方で、それらの合計額が10万円を超える場合は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除
＝『給与所得控除後の給与等の金額』＋『公的年金等に係る雑所得の金額』－10万円
※『給与所得控除後の給与等の金額』が10万円を超える場合は、10万円として計算します。
※『公的年金等に係る雑所得の金額』が10万円を超える場合は、10万円として計算します。

【3　一時所得】

一時所得の収入金額	A	円
収入を得るために支出した金額	B	円
A－B	C（赤字のときは０）	円
特別控除額	D（50万円、Cが50万円に満たない場合はCの金額）	円
C－D	E	円
E×0.5		円

雑損控除額の計算

A	損害金額（合計）		円
B	保険金などで補てんされる金額		円
C	A－B（差引損失額）	（赤字のときは０）	円
D	総所得金額等の合計額		円
E	D×0.1	（赤字のときは０）	円
F	C－E	（赤字のときは０）	円
G	Cのうち災害関連支出の金額		円
H	G－50,000円	（赤字のときは０）	円
I	FとHのいずれか多い方の金額		円

医療費控除額の計算

（通常の医療費控除を受ける場合）

A	支払った医療費		円
B	保険金などで補てんされる金額		円
C	A－B	（赤字のときは０）	円
D	総所得金額等の合計額		円
E	D×0.05	（赤字のときは０）	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額		円
G	C－F		円

※最高 200 万円、赤字のときは０

（セルフメディケーション税制を受ける場合）

A	支払った金額		円
B	保険金などで補てんされる金額		円
C	A－B	（赤字のときは０）	円
D	C－12,000円		円

※最高88,000円、赤字のときは０。通常の医療費の控除を受ける場合はこの控除を受けられません。

社会保険料控除額の計算

A	給与・年金控除分	円
B	国民健康保険料	円
C	国民年金保険料	円
D	その他	円
E	合計 A+B+C+D	円

生命保険料控除額の計算

一般生命保険料

A.旧契約支払額		円
Aの金額	～15,000円	Aの金額　円
	15,001円～40,000円	A×0.5+7,500円　円
	40,001円～70,000円	A×0.25+17,500円　円
	70,001円～	35,000円

B.新契約支払額		円
Bの金額	～12,000円	Bの金額　円
	12,001円～32,000円	B×0.5+6,000円　円
	32,001円～56,000円	B×0.25+14,000円　円
	56,001円～	28,000円
A＋B		円　…F

※最高28,000円、ただしAについてのみ適用を受ける場合は最高35,000円

個人年金保険料

C.旧契約支払額		円
Cの金額	～15,000円	Cの金額　円
	15,001円～40,000円	C×0.5+7,500円　円
	40,001円～70,000円	C×0.25+17,500円　円
	70,001円～	35,000円

D.新契約支払額		円
Dの金額	～12,000円	Dの金額　円
	12,001円～32,000円	D×0.5+6,000円　円
	32,001円～56,000円	D×0.25+14,000円　円
	56,001円～	28,000円
C＋D		円　…G

※最高28,000円、ただしCについてのみ適用を受ける場合は最高35,000円

介護医療保険料

E.支払額		円
Eの金額	～12,000円	Eの金額　円
	12,001円～32,000円	E×0.5+6,000円　円
	32,001円～56,000円	E×0.25+14,000円　円
	56,001円～	28,000円
Eの控除額		円　…H

F＋G＋H	円　…G

※最高70,000円

地震保険料控除額の計算

A	地震保険料（合計）	円
B	旧長期損害保険料（合計）※	円

C 地震保険料	Aの金額	地震保険料の控除額
	～50,000円	A×0.5　円
	50,001円～	25,000円

D 旧長期損害保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
	～5,000円	Bの金額　円
	5,001円～15,000円	B×0.5+2,500円　円
	15,001円～	10,000円

E	C＋D	（最高25,000円）　円

※旧長期損害保険料…平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上で、期間満了後に満期返戻金を支払う旨の特約がある契約等であり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないもの。（ただし、その契約等の保険期間や共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）
　なお、1つの損害保険契約等でA、Bいずれにも該当する場合は、選択によりいずれか一方にのみ該当するものとして控除額を計算します。

その他の控除一覧

寡婦控除	260,000円
ひとり親控除	300,000円
勤労学生控除	260,000円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）	260,000円（300,000円）（530,000円）

上記に該当する要件については、裏面「申告書の書き方」(2)所得から差引かれる控除をご覧ください。

配偶者（特別）控除額の計算

A	配偶者の合計所得金額	円

Aを下記の表にあてはめて算出してください。

			配偶者（特別）控除を受けようとする者の合計所得金額 900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額（円） 480,000以下	一般	330,000円	220,000円	110,000円	0円
		老人（S29.1.1以前に生まれた人）	380,000円	260,000円	130,000円	
配偶者特別控除		480,001～1,000,000	330,000円	220,000円	110,000円	
		1,000,001～1,050,000	310,000円	210,000円		
		1,050,001～1,100,000	260,000円	180,000円	90,000円	
		1,100,001～1,150,000	210,000円	140,000円	70,000円	
		1,150,001～1,200,000	160,000円	110,000円	60,000円	
		1,200,001～1,250,000	110,000円	80,000円	40,000円	
		1,250,001～1,300,000	60,000円	40,000円	20,000円	
		1,300,001～1,330,000	30,000円	20,000円	10,000円	
		1,330,001　以上	0円			

配偶者（特別）控除額	円

赤枠内は控除額

扶養控除（注２）

		控除額
老人扶養親族（S29.1.1以前に生まれた人）	同居老親等	450,000円
	同居老親等以外の方	380,000円
特定扶養親族（H13.1.2～H17.1.1の間に生まれた人）		450,000円
一般の扶養親族（H17.1.2～H20.1.1及びS29.1.2～H13.1.1の間に生まれた人）		330,000円

（注2）合計所得金額（分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します。）が48万円を超える人を扶養親族にすることはできません。
※国外居住の親族を扶養する場合は、送金証明と親族関係を証明する書類の添付が必要です。
また、30歳以上70歳未満の国外居住親族については、「留学生」「障害者」「38万円以上の送金を受けている人」の場合のみ扶養控除を計上できます。

寄附金に関する事項

寄附金がある場合、申告書表面の寄附金支払額欄に当該団体へ寄附した金額を記入してください。

市・県民税の計算方法

◎令和６年１月１日現在の地方税法の内容によるものです。

(2) 総所得金額 － (3) 所得控除 ＝ 課税総所得金額 × (4) 市民税税率 ＝ 市民税所得割 － (5)～(8) 税額控除額 ＋ (9) 均等割3,000円
課税総所得金額 × 県民税税率 ＝ 県民税所得割 － 税額控除額 ＋ 均等割1,800円
市・県民税額 ＋ (10) 森林環境税（国税）1,000円 ＝ 税額計

※前年12月31日の現況において障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する旨の申告があり、かつ前年中の合計所得金額が135万円以下であれば非課税となります。

(1)　課税基準
①　均等割が課税される人
前年の合計所得金額が次により計算した金額を超える人
28万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数＋１）＋10万円＋※16万8千円
②　所得割が課税される人
前年の総所得金額等の合計額が次により計算した金額を超える人
35万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数＋１）＋10万円＋※32万円
※下線部分は、同一生計配偶者または、扶養親族を有する場合の加算額

(2)　総所得金額　前年の所得税法などの規定によって計算された金額

(3)　所得控除（所得から差引かれる金額）
ア　雑損控除額………
差引損失額－総所得金額等の合計額の10％相当額
差引損失額のうち災害関連支出の金額－５万円
｝いずれか多い方の金額 ＝ 雑損控除額
イ　医療費控除額………
左記「医療費控除額の計算」参照
ウ　社会保険料控除額…………………支払った金額
エ　小規模企業共済等掛金控除額……支払った金額
オ　生命保険料控除額…………………左記「生命保険料控除額の計算」参照
カ　地震保険料控除額…………………左記「地震保険料控除額の計算」参照
キ　その他人的控除は裏面参照

(4)　所得割の税率

課税標準額（課税所得金額）		市民税	県民税	合計
総合課税分（一律）		6％	4％	10％
分離課税分	長期譲渡	3％	2％	5％
	短期譲渡	5.4％	3.6％	9％
	上場株式譲渡	3％	2％	5％
	一般株式譲渡	3％	2％	5％
	分離配当	3％	2％	5％
	先物所得	3％	2％	5％

※分離譲渡所得については、特例により上記以外の税率が適用される場合があります。

(5)　調整控除（税額控除）

課税所得200万円以下	課税所得200万円超
次の１と２のいずれか小さい額の５％ １．所得税との人的控除額の差額の合計額 ２．市・県民税の合計課税所得金額	〔人的控除額の差額の合計額－（住民税の合計課税所得金額－200万円）〕の５％ ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用対象外となります。

(6)　寄附金控除（税額控除）
裏面一覧「寄附金支払額」Aは①②の合計額を税額控除。B～Dは①を税額控除。

《税額控除額の計算方法》
①基本控除額［対象寄附金(※1)－2千円］×［A・B：10%、C：４%、D：６%］
②特例控除額［対象寄附金－2千円］×［90%－（０～45%×1.021）］(※２)
（寄附者に適用される所得税の限界税率）
※１　総所得金額等の30％を限度
※２　②の額については、個人市・県民税所得割の額（調整控除後の所得割額）の20％を限度
なお、A・Bの税額控除額内訳は、市民税が５分の３、県民税が５分の２。

(7)　配当控除（税額控除）

	課税総所得金額が 1,000万円以下	1,000万円をこえる部分
市民税	1.6%	0.8%
県民税	1.2%	0.6%

※特定証券、投資信託等は、控除率が異なります。

(8)　配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	３／５	２／５

(9)　均等割の税率

市民税	3,000円
県民税	1,800円

※県民税には平成18年度より琵琶湖森林づくり県民税800円が含まれています。

(10)　森林環境税

森林環境税（国税）	1,000円

※令和６年度より、森林整備及びその促進のために、国税である森林環境税が市・県民税均等割と併せて賦課徴収されます。

令和６年度（令和５年分）　近江八幡市

市民税・県民税、国民健康保険料 介護保険料、後期高齢者医療保険料　申告の説明書

申告書は、この説明書をよくお読みになってから、ご記入のうえ提出してください

申告をしていただく人

（裏面「かんたん申告チェック」を参照ください）

令和６年１月１日現在、近江八幡市内に住んでいた人で、つぎの(1)～(5)にあてはまる人（確定申告をする人を除く）
(1)　給与所得者で
ア　勤務先から給与支払報告書の提出がなかった人
イ　退職等により年末調整ができていない人
ウ　副業による所得のある人
(2)　事業による所得や不動産などの所得のある人
(3)　給与・年金所得者で、控除内容に変更のある人
(4)　所得がなく、誰の扶養家族にもなっていない人
(5)　所得がなく、市外在住者の扶養家族となっている人

※農業所得の白色申告（専従者控除前所得300万円以下）以外の事業所得・不動産所得・分離課税の所得（株式等の配当所得、土地等や株式等の譲渡所得）のある人は、市役所では確定申告の受付は出来ませんので、税務署で申告をしてください。

申告書の提出・問い合わせ先

※確定申告期間中を除く

受付場所　近江八幡市役所　税務課
〒523-8501　近江八幡市桜宮町236番地
TEL（0748）36-5505（直通）・33-3111（代表）
FAX（0748）33-3670

安土町総合支所　安土未来づくり課
〒521-1392　近江八幡市安土町小中１番地８
TEL（0748）46-7206（直通）
FAX（0748）46-6146

月曜日～金曜日の午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝は閉庁）

確定申告期間中の相談日程

相談会場　近江八幡市文化会館１階オーケストラ練習室
相談日程　**2月16日(金)～3月15日(金)**　（土日祝は閉庁）
受付時間　**午前8時30分～午後3時30分**
（午前11時30分以降の受付は午後の部での相談となります）
相談時間　**午前の部：午前9時00分～　　午後の部：午後1時00分～**

・申告相談会場の混雑を避けるため、午前中のみ受付する対象学区を指定します。（午後は対象学区の指定はありません）
※対象学区の詳細については、別紙をご確認ください。（広報2月号及びホームページでも公開しています。）

[お知らせ]
正午～午後１時まで昼休憩を設けております。
その間は相談を休止しますのでご注意ください。

申告に必要なもの

（裏面「お忘れ物はないですか？チェック表」を参照ください）

(1)　令和６年度市・県民税申告書
(2)　源泉徴収票（支払者の証明書）
(3)　収支内訳書（農業所得・営業所得・不動産所得）
(4)　社会保険料控除、生命保険料控除等の支払証明書
(5)　マイナンバー確認と本人確認ができるもの

マイナンバー・本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

●マイナンバーカードだけで、マイナンバー確認と本人確認が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

マイナンバー確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか１つ

＋

本人確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証　●在留カード
●パスポート　●身体障害者手帳　など
（健康保険証、年金手帳、税や公共料金の領収書など写真表示のない書類の場合、２種類以上の書類添付が必要です）

かんたん申告チェック

あなたは、申告が必要ですか？確定申告？市・県民税の申告？

⇨はい ➡いいえ

スタート 令和6年1月1日現在、近江八幡市に住所がある方が対象です

- 令和５年中に収入はありましたか？
  - いいえ → 市内の親族に扶養されている（はい → Dへ／いいえ → Bへ）
  - はい ↓
- ★給与収入がある　はい → 1へ
- ★公的年金収入がある　はい → 2へ
- ★農業所得 ★不動産所得 ★営業所得（自営業・外交員・内職など）　はい → Cへ
- ★保険の満期返戻金など一時的な収入がある　はい → 3へ
- ★譲渡所得（土地・建物を売った収入や株式の取引による収入など）　はい → 近江八幡税務署で所得税の確定申告をしてください ※事前に税務署にお問い合わせください

1
- 勤務先で年末調整を済ませた
  - いいえ → 源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある（はい → Aへ／いいえ → Cへ）
  - はい → 年末調整をした給与所得以外に、他の会社の給与収入や農業所得など、他の所得がある
    - いいえ → 医療費控除など控除内容に変更がある（はい → Cへ／いいえ → Dへ）
    - はい → 他の会社の給与収入や他の所得の合計額が、20万円を超える（はい → Aへ／いいえ → Bへ）

※申告不要の場合もあります

2
- 遺族年金、または障害年金だけである
  - はい → 市内の親族に扶養されている（はい → Dへ／いいえ → Bへ）
  - いいえ → 1年間の年金受給額が400万円以下である
    - いいえ → Cへ
    - はい → 公的年金の所得以外に、会社の給与収入や農業所得など、他の所得がある
      - はい → Cへ
      - いいえ → 誕生日は昭和34年1月1日以前(65歳以上)である
        - いいえ → 1年間の年金受給額が98万円以上である（はい → 源泉徴収票の控除内容に追加できるものがある（医療費控除等）（はい → Bへ／いいえ → Dへ）／いいえ → 年金の源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある（はい → Aへ／いいえ → Dへ））
        - はい → 1年間の年金受給額が148万円以上である
          - いいえ → 年金の源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある（はい → Aへ／いいえ → Dへ）
          - はい → 源泉徴収票の控除内容に追加できるものがある（医療費控除等）（はい → Bへ／いいえ → Dへ）

3
- 収入－必要経費－50万円＞0である（はい → Cへ／いいえ → Dへ）

ゴール
- **A** 所得税の確定申告が必要です
- **B** 市・県民税の申告が必要です
- **C** 所得税の確定申告、または市・県民税の申告が必要です ※金額や内容によって申告の種類が異なります
- **D** 申告の必要はありません

★市・県民税の申告は、前年中に所得がなかった場合でもその旨の申告が必要です。申告書裏面の「所得のなかった人の記入欄」に記入のうえ提出してください。
★公的年金等の収入金額が400万円以下でその他に所得がない人は確定申告をする必要がありませんが、社会保険料控除や扶養控除等の申告をしないと市・県民税が課税される場合があります(公的年金等に源泉徴収税額がある場合、確定申告により所得税の還付を受けられる場合があります)。
★申告の内容によっては所得税確定申告となる場合があります。また税務署での相談をご案内することがあります。
★所得税の還付申告については１月から税務署で受付しています。

近江八幡税務署 TEL 33－3141 ㈹

市役所で受付できる確定申告は、給与所得、年金所得およびその他の所得（事業所得・不動産所得・一時所得など）のうち簡易な内容のものです。内容により税務署をご案内する場合があります。

お忘れ物はないですか？ チェック表 ☑

- ☐ 申告書（税務署から送付されたお知らせはがきまたは確定申告書、市・県民税の申告書） ※送付されている人は必ずご持参ください
- ☐ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ☐ (マイナンバー通知カードの場合) 運転免許証やパスポートなどの本人確認書類
- ☐ 源泉徴収票 ※給与所得者や年金所得者
- ☐ 収支内訳書 ※農業所得、営業所得、不動産所得のある人
- ☐ 社会保険料控除証明書 ※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書 ※国民年金については、日本年金機構から送付された保険料控除証明書
- ☐ 生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の控除証明書
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 令和５年中に支払った医療費等の明細書・通知書 ※医療費控除を受ける人(事前に明細書を作成しておいてください) ※セルフメディケーション税制の特例を選択する人は、この他に健(検)診等の領収書または結果通知表が必要です。(結果通知表は写しでも可)
- ☐ 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など ※障害者控除を受ける人
- ☐ 寄附金の受領書など ※寄附金控除を受ける人(特定寄附金を支出したときに受けられます)
- ☐ 住宅借入金等特別控除関係書類 ※初めてこの控除を受ける人は、近江八幡税務署で申告してください
- ☐ 申告者本人の金融機関の口座がわかるもの ※還付を受ける人
- ☐ その他、所得や経費を明らかにする書類

申告書の書き方

あなたの住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号、職業、勤務先の名称、個人番号を書いてください。

⑵ 所得から差引かれる控除

社会保険料控除	令和５年中に支払った健康保険、厚生年金、国民年金、介護保険などの保険料です。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金の企業型・個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額です。
生命保険料控除	令和５年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約について支払った保険料の金額に基づき控除される金額です(裏面「令和６年度所得控除額等計算一覧表」より控除額を算定)。 支払金額の計上区分については控除証明書の区分を確認ください。
地震保険料控除	令和５年中に支払った地震保険料控除の対象となる保険契約について支払った保険料や掛金の金額に基づき控除される金額です(裏面「令和６年度所得控除額等計算一覧表」より控除額を算定)。 支払金額の計上区分については控除証明書の区分を確認ください。
寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、次のいずれかに当てはまる人です。 ⑴夫と死別、離婚した後再婚していない人又は夫が生死不明などの人で子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人。 ⑵夫と死別した後再婚していない人や、夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下である人。
ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。 ⑴その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ⑵生計を一にする子（他の人に扶養されている子は除く）を有し、その子の総所得金額等が48万円以下であること。 ⑶合計所得金額が500万円以下であること。
勤労学生	学生や生徒で、令和５年中の所得が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人です。
障害者控除・(普通)障害者	あなたやあなたの扶養親族が特別障害者以外で身体障害者手帳等を有する人です。
障害者控除・特別障害者	あなたやあなたの扶養親族が重度の知的障害者と判定された人、身体障害者手帳の１級または２級の人、精神障害者保健福祉手帳の１級の人等です。
配偶者控除 ・(一般)配偶者 ・老人配偶者	合計所得金額が1,000万円以下の人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者、白色事業専従者、内縁関係を除きます)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人です。老人配偶者は昭和29年1月1日以前の生まれ(年齢70歳以上)で上記の要件に該当する人です。「市・県民税の人的控除一覧表」で求めた金額を所得から控除します。
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者、白色事業専従者、内縁関係を除きます)のうち、配偶者の合計所得金額が48万円を超え､133万円以下の人です｡「市・県民税の人的控除一覧表」で求めた金額を所得から控除します。
扶養控除 ・(一般)扶養親族 ・特定扶養親族 ・老人扶養親族	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(年の途中で死亡した人も含まれます)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人です。特定扶養親族は平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前の生まれ(年齢19歳以上23歳未満)また、老人扶養親族は昭和29年1月1日以前の生まれ(年齢70歳以上)でそれぞれ上記の要件に該当する人です。
雑損控除	令和５年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が災害(火災、地震、水害等)や盗難、横領にあった場合に控除される金額です。
医療費控除 ※①②のいずれか選択	①令和５年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために医療費を支払った場合に控除される金額です(最高200万円)。 ②令和５年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う人が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(対象品目等については厚生労働省のホームページをご確認ください)を支払った場合に控除される金額です(最高８万８千円)

「同一生計配偶者」と「控除対象配偶者」

納税義務者と(申告者)と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者を「同一生計配偶者」といい、この者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を「控除対象配偶者」といいます。

※実際の様式と異なる場合があります。

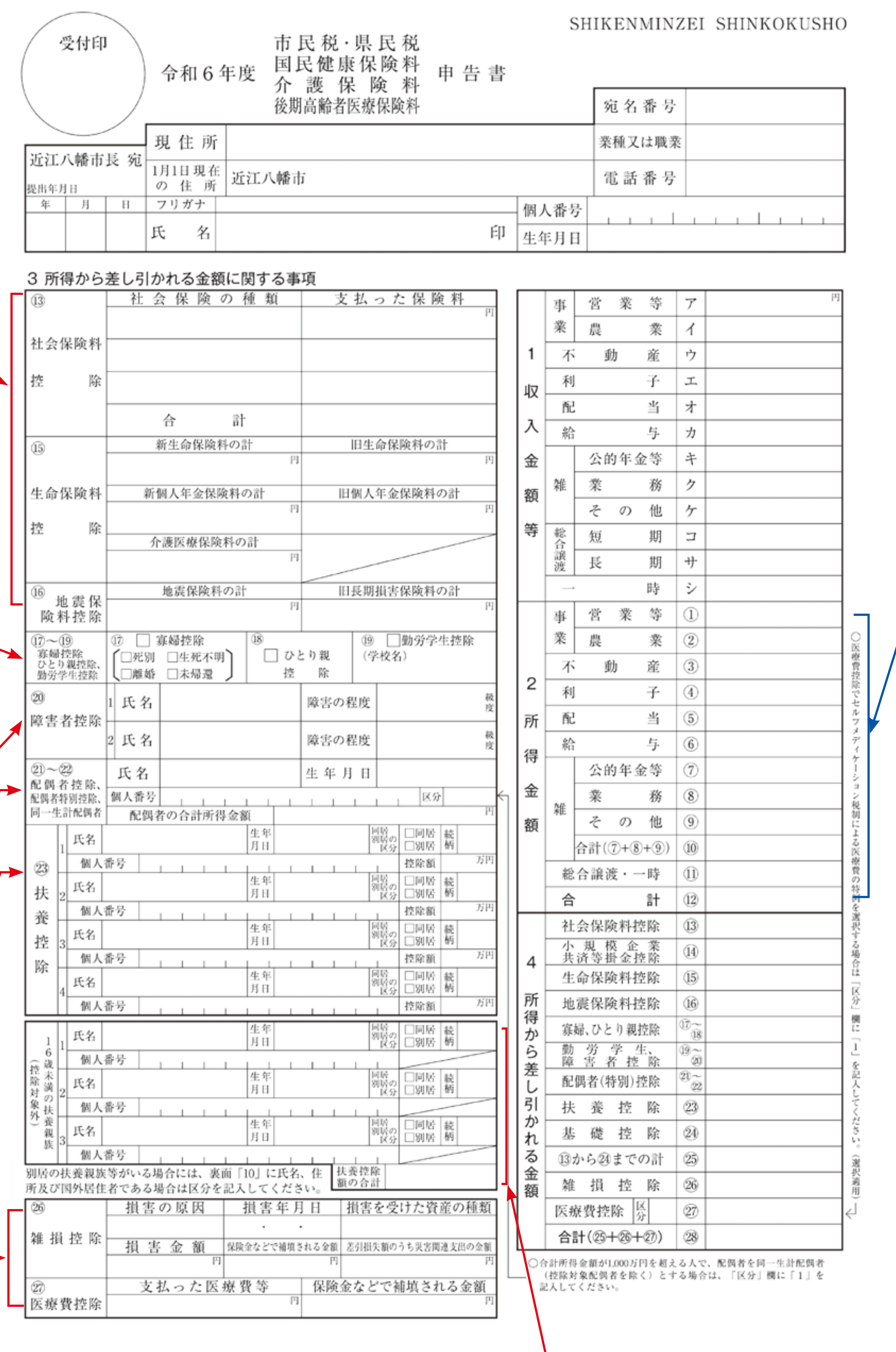

※裏面にも記載する欄（所得のなかった方の記入欄を含む）がありますので、注意してください。

寄附金支払額（市・県民税における税額控除対象分）

A都道府県･市区町村分(特例控除対象)	・都道府県、市町村または特別区(特例控除対象)に対する寄附金 **(ふるさと寄附金)** ・**災害義援金**として、日本政府、日本赤十字社、中央共同募金会、新聞社等の募金団体に寄附したもので、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされているもの
B住所地の共同募金会･日赤支部分･都道府県､市区町村分(特例控除対象以外)	Aに該当する共同募金会・日本赤十字社への寄附金は、ここへは含みません。上記「都道府県・市区町村分(特例控除対象)」へ計上ください。
C条例指定分 滋賀県	滋賀県の条例で県民税の税額控除対象と定められた寄附金
D条例指定分 近江八幡市	本市の条例で市民税の税額控除対象と定められた寄附金

16歳未満の扶養親族(H20.1.2以後生)

非課税限度額算定等の際に使用するため申告が必要。

○所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

平成26年から令和５年までに入居した方(新築又は増改築後の当該住宅に係る居住年が平成26年から令和５年までの各年である方)で、当該新築又は増改築をした住宅について所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方で、所得税から住宅ローン特別控除が引ききれていない場合、市・県民税の住宅ローン控除が適用される場合があります。
(確定申告、又は年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受ける必要があります)。

収入金額	令和５年中に収入することが確定した金額
必要経費	令和５年中に収入を得るために要した金額
専従者控除額（白色申告）	次のうち低い方の金額 ①500,000円(事業専従者が配偶者の場合は860,000円) ②(事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(事業専従者＋１)
所得金額	収入金額－必要経費－専従者控除額

⑴ 所得金額

営業等	販売、飲食、製造、修理、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得と医師、弁護士、作家、外交員など自由業や漁業から生ずる所得です。必要経費は商品の原価、公租公課、雇人費、地代家賃、減価償却費などです。	別途、収支内訳書の作成･提出が必要
農業	農産物の生産、果樹の栽培などから生ずる所得です。	
不動産	地代、家賃、アパート、船舶などの貸付料などによる所得です。必要経費は、修繕費、固定資産税、管理費などです。	
配当	株式の配当、協同組合の剰余金などです。	
給与	給料､賃金､および賞与などの所得です｡給与所得の計算は､裏面のとおりです｡	
雑（公的年金等）	年金、恩給などの所得です。年金(雑)所得の計算は、裏面のとおりです。	
雑（業務）	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得です。	
雑（その他）	・非営業貸付金の利子、作家以外の人の印税、原稿料などの所得です。必要経費は図書購入費、調査研究費、交通費などです。 ・生命保険契約等に基づく個人年金などの所得です。	
総合課税の譲渡	土地、建物等以外の機械、器具、備品などの資産を譲渡して得た所得です。特別控除額は50万円です。	
一時	生命保険契約等の満期返戻金、競輪、競馬などの払戻金など一時的な所得です。特別控除額は50万円です。計算は裏面のとおりです。	

◎変動所得、臨時所得(漁獲、原稿料、印税、職業野球の契約金、補償金)のある人は、税務署までお尋ねください。

市・県民税の人的控除額一覧表 【令和６年度(令和５年分)より適用】

区分			市・県民税 所得控除額	〈参考〉所得税 所得控除額
寡婦控除			260,000円	270,000円
ひとり親控除			300,000円	350,000円
勤労学生控除			260,000円	270,000円
障害者控除(注)1	普通障害者		260,000円	270,000円
	特別障害者		300,000円	400,000円
	同居特別障害者(注)2		530,000円	750,000円
扶養控除	年少(16歳未満)扶養親族	0歳～15歳	控除額ゼロ	控除額ゼロ
	一般 扶養親族	16歳～18歳 23歳～69歳	330,000円	380,000円
	特定 扶養親族	19歳～22歳	450,000円	630,000円
	老人(70歳以上)扶養親族	同居老親等以外	380,000円	480,000円
		同居老親等(注)3	450,000円	580,000円
基礎控除	基礎控除を受けようとする者の合計所得金額	2,400万円以下	430,000円	480,000円
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円	320,000円
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円	160,000円
		2,500万円超	控除額ゼロ	控除額ゼロ

	配偶者の合計所得金額(円)		配偶者(特別)控除を受けようとする者の合計所得金額 900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	480,000以下	一般	330,000円 所)380,000円	220,000円 所)260,000円	110,000円 所)130,000円	控除額ゼロ
		老人	380,000円 所)480,000円	260,000円 所)320,000円	130,000円 所)160,000円	
配偶者特別控除	480,001 ～ 950,000		330,000円 所)380,000円	220,000円 所)260,000円	110,000円 所)130,000円	
	950,001 ～ 1,000,000		330,000円 所)360,000円	220,000円 所)240,000円	110,000円 所)120,000円	
	1,000,001 ～ 1,050,000		310,000円	210,000円	110,000円	
	1,050,001 ～ 1,100,000		260,000円	180,000円	90,000円	
	1,100,001 ～ 1,150,000		210,000円	140,000円	70,000円	
	1,150,001 ～ 1,200,000		160,000円	110,000円	60,000円	
	1,200,001 ～ 1,250,000		110,000円	80,000円	40,000円	
	1,250,001 ～ 1,300,000		60,000円	40,000円	20,000円	
	1,300,001 ～ 1,330,000		30,000円	20,000円	10,000円	
	1,330,001 以上		控除額ゼロ			

各所得段階の所得控除額の上段の控除金額は市・県民税の所得控除額
グレー色かつ「所)」がついた所得控除額は所得税の所得控除額。配偶者の所得金額 1,000,001 円以上の所得控除額は市・県民税、所得税とも同額です。

※控除の判定は令和５年12月31日の現況によります。(死亡の場合は、死亡の日)

(注)１ 障害者控除は、扶養親族が年少(16歳未満)扶養親族・同一生計配偶者である場合においても適用されます。

(注)２ 同居特別障害者とは、あなたの控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者であり、かつ、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人。

(注)３ 同居老親等扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかとの同居を常としている人。